○厚生労働省告示第四百二十七号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへんの収納価格を、平成二十二年度においてはあへんに含有されるモルヒネ一キログラムにつき二十三万五千六百円と定めたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年九月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

○厚生労働省告示第四百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第八条第一項の規定に基づき、生活保護法による保護の基準（昭和三十八年厚生省告示第百五十八号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から適用する。

平成二十一年九月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表第９の３の⑴の表愛知県の項中「西春日井郡　豊　山　町」を「西春日井郡　豊　山　町　日　町」に改める。

○厚生労働省告示第四百二十九号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第十九条の六の五第二項において準用する第十九条の六の四第一項の規定に基づき、平成二十一年九月十五日付けをもって次のように登録研修機関の登録の更新をしたので、同法第十九条の六の十七の規定に基づき、公示する。

平成二十一年九月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

一　登録研修機関の名称及び住所

社団法人日本精神科病院協会（昭和二十九年七月六日に社団法人日本精神病院協会という名称で設立された法人をいう。）

東京都港区芝浦三丁目十五番十四号

二　研修の業務を行う事務所の名称及び所在地

社団法人日本精神科病院協会

東京都港区芝浦三丁目十五番十四号

社団法人全国自治体病院協議会

東京都千代田区紀尾井町三番二十七号

三　研修の種類

社団法人日本精神科病院協会

精神保健指定医研修会

①新規研修会（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第四号の規定に基づくもの）

②更新研修会（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第一項の規定に基づくもの）

社団法人全国自治体病院協議会

精神保健指定医研修会

①新規研修会（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十八条第一項第四号の規定に基づくもの）

②更新研修会（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条第一項の規定に基づくもの）

四　登録期間

社団法人日本精神科病院協会

平成二十一年十月一日から平成二十六年九月三十日まで

社団法人全国自治体病院協議会

平成二十一年十月一日から平成二十六年九月三十日まで

○厚生労働省告示第四百三十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十一年十月一日から適用する。

平成二十一年九月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表Ⅱ区分１３３⑶に次のように加える。

⑤　スリッピング防止型　118,000円

別表Ⅱ区分１４６⑶中「ステントグラフト」の下に「（メイン部分）」を加え、同区分に次のように加える。

⑷　胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）　286,000円

別表Ⅱに次のように加える。

155　植込み型心電図記録計　422,000円

○国土交通省告示第千三十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年九月三十日

国土交通大臣　前原　誠司

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1071	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）新宿六丁目Ｓ街区計画」の構造方法に応じて評価する方法	１－４　耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）	新宿六丁目Ｓ街区開発特定目的会社	東京都中央区日本橋本町一丁目９番13号	平成21年8月31日

○防衛省告示第百七十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十一年九月二十九日次のとおり決定された。

平成二十一年九月三十日

防衛大臣　北澤　俊美

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇七〇	釧路駐屯地	北海道釧路郡釧路町	国有	建物：約七〇平方メートル 平成二十一年八月十八日
一〇七三	札幌駐屯地	札幌市	国有	土地：約一六〇平方メートル 建物：約一、一〇〇平方メートル 平成二十一年八月十二日
一〇七六	旭川近文台演習場	旭川市	国有	土地：約六、六〇〇平方メートル 建物：約二、〇〇〇平方メートル 平成二十一年八月十二日
一〇七九	滝川演習場	滝川市	国有	建物：約一、二〇〇平方メートル 平成二十一年八月十二日
二〇六二	仙台駐屯地	仙台市	国有	建物：約二〇平方メートル 平成二十一年七月三十日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有 国有	土地：約四三、〇〇〇平方メートル 水域：約一九、〇〇〇平方メートル 建物：約七〇平方メートル 工作物：岸壁等 海上自衛隊が自衛艦の係留施設等として共同使用する。 使用期間：平成二十一年十月十六日から同月二十七日までの間